

国海働第112号
平成16年9月30日

各地方運輸局海上安全環境部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

(国土交通省)海事局船員労働環境課長

睡眠時無呼吸症候群(SAS)に係る船員の健康管理について(協力依頼)

睡眠時無呼吸症候群(SAS)については、「船員の健康管理について」(平成15年3月7日付け国海働第120号)において、関係団体及び地方運輸局等に対し周知指導を依頼したが、このたび指定医師に対し、別添のとおり睡眠時無呼吸症候群(SAS)について注意喚起をはかるよう協力依頼することとしたので、標記について貴局管内の指定医師に対し通知されたい。

睡眠時無呼吸症候群(SAS)に係る船員の健康管理について(協力依頼)

標記について、船員の健康検査につきましてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)につきましては、昨年来、交通機関における事故との関わりで社会的に問題となっているところです。

船員につきましても、関係団体への注意喚起及び平成16年度船員災害防止実施計画への取り入れ等、啓蒙が続けているところですが、SASにつきましては、船員本人の認識が最も必要であると考えております。

つきましては、指定医師各位におかれましては、通常の船員の健康検査時において、SASを問診にてチェックいただき、SASの疑いのある者に対して専門医療機関のご紹介等をしていただくことにより、船員のSASに対する認識の向上、延いては、SASに起因する事故の未然防止にも繋がることと思われましますので、SASに関する一層の注意喚起につきまして、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、当局といたしましても、今後必要に応じてSAS問題についての対応を図ってまいり所存であることを申し添えます。